

四日市市告示第 451 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	羽津鶴12号線	大字羽津字広乙139-1	6.0~7.0	12.7
		大字羽津字広乙139-1		
2	追分3号線	追分一丁目2328-11	4.6~7.1	21.6
		追分一丁目2328-12		
3	追分5号線	追分一丁目2328-1	4.0~6.8	14.3
		追分一丁目2328-1		
4	泊山崎22号線	泊山崎町525-2	9.0~12.0	2.1
		泊山崎町525-2		
5	平津5号線	平津町字荒八井408-5	6.9~7.7	32.9
		平津町字荒八井408-3		
6	川北5号線	川北二丁目283-1	5.4~11.0	2.8
		川北二丁目283-1		
7	川北51号線	川北二丁目283-1	6.8~12.4	2.8
		川北二丁目283-1		
8	河原田78号線	河原田町字福角601-1	6.0~10.6	63.3
		河原田町字福角601-1		
9	河原田80号線	河原田町字福角602-1	4.0~8.0	67.8
		河原田町字福角601-1		
10	小倉新田1号線	楠町小倉字南新田1866-3	6.0~7.6	17.9
		楠町小倉字南新田1866-3		